

低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務料金（案）

令和4年 月 日 改定
株式会社愛知建築センター

I 一戸建ての住宅

税込 単位：(円)

外皮の部位の面積等を用いて外皮性能を評価する方法の場合	35,200
外皮の部位の面積等を用いずに外皮性能を評価する方法の場合	26,400
当機関において他の申請にて断熱性能等 4 級及び一次エネルギー消費量等級 5 の基準が適合していることが確認できる場合	11,000
当機関において他の申請にて断熱性能等級 4 が確認できる場合	16,500

一戸建て住宅 加算料金

1 確認申請が他機関による場合は、11,000 円（税込）加算します

II 共同住宅

税込 単位：(円)

住戸のみ		
住戸のみ	1 住戸	35,200
	2~9 戸	52,800+5,500×戸数
	10~19 住戸	61,400+4,400×戸数
	20~29 住戸	90,200+3,300×戸数
	30 戸~	別途見積
住棟全体 (住戸+共用部)	1 住戸	61,600
	2~9 戸	105,600+5,500×戸数
	10~19 住戸	122,800+4,400×戸数
	20~29 住戸	180,400+3,300×戸数
	30 戸~	別途見積

共同住宅等 加算料金

1 確認申請が他機関による場合は、確認審査手数料の 80%を加算します。

III 変更手数料

税込 単位：(円)

	外皮の熱損失防止、 一次エネルギー消費量	その他の基準
一戸建て住宅	11,000	5,500
共同住宅	8,800+2,200×住戸	3,300+2,200×住戸

IV. 手数料減算

年間の確認申請が以下の件数が見込め、類似タイプの住戸の図書や計算書などにより審査の業務が効率的に実施できると当機関が判断したとき。手数料等の減額率は以下に定める値を上限とする。

内容	減額率
50 件	5%
100 件	10%
200 件	15%

V. 適合証再発行料金 1 通 5,500 円（税込）

備考

- 1 平均熱貫流率・日射熱取得率を詳細計算法による場合及び日射熱取得係数を詳細計算法による場合はお引き受けできません。
- 2 変更申請料金は、直前の技術的審査を当機関にて行った場合の料金となります。また、直前の技術的審査を他機関で行った場合は、新規申請料金を申し受けます。
- 3 共同住宅、住宅以外の用途の建築物については、別途お問い合わせください。
- 4 引き受け後の計算方法の変更等は取下げ再申請としてください。